

神奈川県生活習慣病対策委員会部会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県生活習慣病対策委員会規則第8条に基づく部会の設置について定める。

(部会)

第2条 神奈川県生活習慣病対策委員会に、次の部会を設置する。

(1) かながわ健康プラン2 1 目標評価部会

(2) がん・循環器病対策部会

(所掌事項)

第3条 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) かながわ健康プラン2 1 目標評価部会

ア かながわ健康プラン2 1 目標達成度の評価に関する専門的、技術的事項についての検討

イ その他かながわ健康プラン2 1 推進に関し必要な事項

(2) がん・循環器病対策部会

ア がん対策の総合的推進に関する事項についての検討

イ 循環器病対策の総合的推進に関する事項についての検討

ウ がん・循環器疾患等に関して、市町村及び検診実施機関における検診方法や精度管理についての検討

エ その他必要と認められる事項

(委員の任期)

第4条 部会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 部会に部会長を置き、委員の互選によって定める。

2 必要に応じ部会に副部会長を置くことができる。

3 副部会長は委員の互選によって定め、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は各部会において別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。